新しい風Sammu 小山和典（こやまかずのり） 議員

## 小松海岸の市有地再利用

**問** 令和3年3月に、観光協会理事と市職員で、山武市小松の市有地(日大跡地)を視察し、再利用の話し合いをしたところです。そして、昨年8月には、市長、副市長、産業振興部長に再利用についての提案をさせていただいています。

しかし、昨年3月から7月の間に、3メートルもの高さの土砂が搬入され、近隣住民から、洗濯物の汚れや家の中に砂が入ってくるなどの苦情が後を絶ちません。

土砂撤去の今後の見込みを伺います。

**答** 建設環境部長 この土地は、平成26年2月に地域防災を視野に入れた土地利用を前提に、日本大学から無償譲渡されたものです。土砂の搬入については、用地内にある湿地部から発生する悪臭への対応としての埋立てと、今後見込まれる道路整備に使用する盛土砂として搬入したもので、現在、山武地区で計画されている市道の築堤等に使用するため、市の資材置場へできるだけ早く搬出したいと考えています。

**問** 撤去後の再利用方法として、小松海岸付近の観光振興計画等、市長の考えを伺います。

**答** 市長 本市では、当該土地を日本大学から無償譲渡されてから、市観光協会や地元地域の方々からの要望や提案に応えるべく、公園等の施設整備を視野に入れて検討してきました。

しかし、現況調査を行った結果、保安林の指定解除が見込めないことや、開発に多額の費用が想定されることから、現状としては活用が困難な状況であることがわかっています。

現在、本市の海岸地域では、県が主体となって蓮沼海浜公園の再整備事業という大きなプロジェクトが動き出しています。その事業計画の中で、ペットと憩える空間の創出等さまざまな取組が検討されていますので、併せてこの土地での実現可能な事業計画を模索していきます。

## 荒廃・遊休農地の解消に向けた対策

**問** 農業委員や農地利用最適化推進員によるパトロールや借受者探しなどを毎月行っていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加しています。

一昨年、私は、畑300平米の土を大網白里市のいちご園の田んぼに搬入し、我が家の畑は田んぼに整地し、貸出しをしました。田んぼなら借受者はいるのです。そして、大網白里市や九十九里町は、県条例を適用しているため、土の搬入元の住所だけで許可されました。

一方、山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例施行規則第4条第1号では「山砂による客土」が規定されています。地下水の水質汚濁防止が目的ということは承知していますが、農地の地産地消(畑の土を田んぼに埋め立てること)が可能となるような、一部例外適用を講じる考えがあるか伺います。

**答** 建設環境部長 現在の本市の条例では、許可の適用除外として取り扱う場合、農地への客土は山砂を用いることと規定しており、畑土を利用する場合は該当しません。

しかし、全国的に遊休農地の面積は大きく、耕作放棄地の発生防止と解消が喫緊の課題となっている中、その対策の一つとして、議員提案の農地改良が、遊休農地の解消につながるのであれば、本条例の目的を鑑み、客土の対象について、県農地転用関係事務指針等を参考に見直しを図るべきか、農政部局と調査研究していきます。

> ★遊休農地とは★
> 将来的に耕作の予定がなく、放置されている農地のこと。

> ★客土とは★
> ほかの場所から土を搬入すること。

## ふるさと納税

**問** 市内の商工会や観光協会、その他の個人事業者を合わせると、その総数は1379件あります。すべての事業主の方々に、本市ふるさと納税の返礼品になっていただく可能性を認識してほしいと思います。

そして、その事業主に対して営業することが大切であると考えますが、営業業務を外部委託することについて、市の見解を伺います。

**答** 総合政策部長 ふるさと納税を推進していくうえで、多くの事業者に返礼品の提供を協力いただくことは重要であると認識しています。

事業者への働きかけについては、現在、市の職員で対応しています。寄附に対する経費の5割制限等の条件がありますが、専門的な知見を有する外部機関への委託についても、今後研究していきます。